

再商品化実施に関する不適正行為等に対する措置規程

財団法人日本容器包装リサイクル協会

制定 平成 17 年 3 月 1 日

改正 平成 18 年 3 月 3 日

改正 平成 19 年 12 月 17 日

改正 平成 20 年 12 月 11 日

1. 目的

この規程は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づき、財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「協会」という。）が再商品化事業者に委託する再商品化に関する契約において、不適正行為等に対する措置の基準を定めることにより公正かつ適正な運用を図り、不適正行為を抑止することを目的とする。

2. 定義

この規程における用語の意味は次のとおりとする。

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 法 | 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
（平成 7 年法律第 112 号） |
| (2) 施行令 | 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
施行令（平成 7 年政令第 411 号） |
| (3) 契約 | 法に基づき協会と再商品化事業者との間で締結された再商品
化を委託する再商品化実施契約 |
| (4) 再商品化に係る実施基準 | 再生処理事業者登録の申請に関する書面、入札の注意事項等
入札説明会配布資料、再商品化事業者説明会資料、素材ごと
の再生処理ガイドライン又は再生処理施設ガイドライン等に
おいて示された、契約に関して適用され若しくは履行される
べき条件、基準又は細則 |
| (5) 登録 | 協会が委託する分別基準適合物の再商品化の入札に参加を希
望する再生処理事業者の登録で入札の参加資格となるもの |
| (6) 事業者登録規程 | 法及び施行令に準拠して協会が定めた再生処理事業者の登録
要件を定めた規程 |
| (7) 優先資格 | プラスチック製容器包装分別基準適合物の再商品化の入札に
おいて、材料リサイクル手法による入札を特例的に他のリサ
イクル手法による入札に優先させることとした優先入札資格
事業者の設備、販売能力等に応じ協会が各登録事業者毎に査
定した入札における最大落札可能量 |
| (8) 落札可能量 | |

3. 措置

この規程に基づく措置は下記の契約解除、登録停止、落札可能量削減、業務改善指示等とし、その基準は別表のとおりとする。

- | | |
|------------|--|
| (1) 契約解除 | 契約の全部又は一部を解除すること |
| (2) 登録停止 | 指定年度における登録の申請を受理しないか登録を無効とし
最長 5 年間入札参加資格を喪失させること |
| (3) 優先資格停止 | 入札における優先資格を喪失させること |

(4) 落札可能量削減	指定年度において落札可能な上限の量を最大 50%まで削減すること
(5) 再商品化製品販売停止指示	再商品化製品の販売停止を指示すること
(6) 再商品化製品販売数量削減	再商品化製品利用事業者への再商品化製品の販売可能数量を削減すること
(7) 引取同意書無効	再商品化製品利用事業者による引取同意書を無効とすること
(8) 業務改善指示	再商品化事業において改善すべき事項を、期限を定めて書面で指示すること

4. 措置の加重軽減

再商品化事業者又は特定再商品化製品利用事業者の不適正行為が次の各号のいずれかに該当する場合、協会は別表に定める範囲内で措置を加重又は軽減することができるものとし、情状に応じて措置内容及び登録停止期間を定めて措置を実施する。

- (1) 不適正行為の状況が特に悪質又は社会的影響が重大であると認められるとき
- (2) 同時期に複数の不適正行為をしたとき、又は不適正行為を繰り返したとき（同一の契約年度内に限定されない）
- (3) 協会による措置若しくは業務改善指示に相当期間内に従わないとき又は業務改善指示を複数回受けたとき（同一の契約年度内に限定されない）
- (4) 不適正行為後、自主的に又は協会の指示に誠実に従い、適切な是正措置を講じたとき認められるとき
- (5) その他、措置を加重又は軽減するに足りる相当の理由があると認められるとき

5. 違反の幫助等の場合における適用

この規程は、再商品化事業者若しくは特定再商品化製品利用事業者又はその役員、従業員若しくは役員、従業員であった者による不適正行為のほか、それらの者が当該不適正行為を要求し、依頼し若しくは唆して不適正行為を実行させ又は不適正行為を助けた場合についても適用されるものとする。

6. 現行契約年度前における不適正行為

この規程は、現行契約年度前（過去 5 年以内に終了する事業年度を限度とする。以下、この項において同じ。）における不適正行為が現行契約年度において判明した場合又は現行契約年度前に協会が措置を実施した不適正行為の状態が是正されていないことが契約年度中に判明した場合も、当該不適正行為又は不適正行為の状態について適用されるものとする。

- 二 不適正行為又は不適正行為の状態の判明後に協会が当該事業者と契約を締結したとしても、契約の締結によって協会が当該不適正行為又は状態を容認したと解されるものでない。

7. 関係法令の適用

この規程に基づきひとたび措置が実施された後においても、当該措置適用の事由とされた事項が関係法令に基づく違反行為に該当するに至った場合は、この規程に基づく措置の実施終了又は停止期間の経過後においても、関係法令違反に基づく措置を限度とする措置の追加実施を妨げない。

8. 措置の決定及び通知

この規程に基づき措置を決定した場合、協会は当該事業者に書面で通知するものとする。

附則 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附則（平成 18 年 3 月 3 日改正）

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附則（平成 19 年 12 月 17 日改正）

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附則（平成 20 年 12 月 11 日改正）

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。